

あなたのお家はどうですか？

空き家活用チェックリスト

空き家バンクへのご登録の際は以下のような内容をご確認いただけます。
空き家バンクの登録に限らず、今すぐの活用を考えていなくても、空き家の活用を考えられる際に必要になる情報です。この機会にお家の状況を少し考えてみましょう。



登記上の土地・建物の名義人は
わかっていますか？

空き家バンクへの登録は、基本的にその物件の権利名義人の方しかできません。契約を結ぶ際は、権利名義人ご本人と利用希望者の本人同士で行っていただけます。



抵当権などの設定は
ありませんか？

物件に設定された抵当権は、抹消されていないと空き家バンクにはご登録いただけません。



登録を考えている家の利害関係
者との調整は済んでいますか？

契約の際のトラブルや空き家の放置を避けるため、相続関係者等の利害関係者と空き家の取り扱いの方針について合意を得ておく必要があります。



住宅ローンは
残っていませんか？

物件に住宅ローンが残っている場合、一般的に抵当権が設定されていることから、空き家バンクにはご登録いただけないことがあります。



敷地の境界は確定できて
いますか？

隣地との境界が確定できていない場合、空き家バンクにはご登録いただけません。



登録される家の地番に住民票が
残っている方はいませんか？

物件の地番に住民票をおいたままの方がいる場合、空き家バンクにご登録いただけません。



家の破損状況を把握して
いますか？

家の破損状況（雨漏り、床の傷みなど）を所有者が日頃から把握しておくことで、契約する際の話合いがスムーズになります。



ガス、電気、給排水設備（トイレ・風呂など）のライフラインの状況や、工事の必要性の有無などは把握できていますか？

所有者がライフラインの状況を説明できることで、利用者が活用できるか判断しやすくなります。



空き家に家財道具が残っている
場合、その取り扱いについて、
考えていますか？

残された家財を誰がどのように片付けるか、方針を考えておくと、契約する際に話し合いが進みやすくなります。



仏壇、神棚、お墓がある
場合、それらをどうする
か考えていますか？

仏壇などがある場合、菩提寺や神社等に相談しておくことも大切です。